

習志野市教育委員会会議録
(平成27年第1回臨時会)

- 1 期 日 平成27年1月14日(水)
習志野市教育委員会事務局2階会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時00分
- 2 出席委員 委 員 長 原 田 孝
委 員 梓 澤 キヨ子
委 員 古 本 敬 明
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 辻 利 信
生涯学習部長 広 瀬 宏 幸
学校教育部参事 市 瀬 秀 光
学校教育部参事 早 瀬 登美雄
学校教育部次長 田久保 正 彦
生涯学習部次長 櫻 井 健 之
学校教育部副参事 小 熊 隆
学校教育部副参事 井 澤 修 美
学校教育部副参事 鈴 木 博
教育総務課長 小野寺 良 夫
社会教育課長 上 野 久
青少年課長 浅野目 俊 紀
学校教育部主幹 島 本 博 幸
学校教育部主幹 竹 田 佳 司
学校教育部主幹 小 平 修
学校教育部主幹 小 澤 由 香

4 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第1回臨時会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第1号ないし第5号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

議案第1号ないし第5号の非公開部分の会議録については、議案が市長から議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

＜議案第1号ないし第5号は非公開

ただし、平成27年2月20日をもって市長から議会へ提案されたため、

会議録を公開とする＞

議案第1号 平成26年度教育費予算案（3月補正）について

（教育総務課）

小野寺教育総務課長

提案する議案は、各小学校、中学校及び習志野高校の不足する電気料金、過大交付であった学校施設環境改善交付金の返還に係る経費の増額並びに事業費の決算調整に係る減額を行うため、このほか、幼稚園耐震対策事業は、大久保東幼稚園耐震補強工事の年度内完了が見込めないことから、繰越明許費を設定することについて、平成26年度3月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

歳出概要及び財源内訳について、「小学校運営費」、「中学校運営費」、「高等学校管理運営費」は、いずれも、電気料金について、燃料調整費などの単価増により予算不足が見込まれることから、増額補正をするものである。

次に、「学校建設費国県支出金過年度分返還金」は、平成23年度及び平成24年度に文部科学省から交付を受けた、学校施設環境改善交付金について、過大交付であったことから国へ返還するものである。なお、対象工事は、津田沼小学校全面改築工事及び秋津小学校校舎耐震補強大規模改造工事である。

次に、「谷津小学校児童増加対応事業」は、谷津小学校改築基本計画策定及び敷地測量業務委託料などについて、決算調整に係る減額補正をするとともに、既存校舎の図工室の改修工事に係る工事請負費について、学校運営を考慮し、平成27年度に実施することとしたため、減額補正をするものである。

このほか、「小学校耐震化事業」、「小学校トイレ改善整備事業」、「小学校大規模改造事業」、「中学校耐震化事業」、「高等学校耐震化事業」、「幼稚園奨励費補助費」、「幼稚園耐震対策事業」、「放課後児童会運営費」についても同様に、決算調整に係る減額補正をするものである、と概要を説明

梓澤委員

小学校、中学校及び高等学校については、電気料金が不足しているとの説明があったが、同じ教育施設である、公民館や図書館、幼稚園等では電気料金は不足していないのか、と質問

上野社会教育課長

公民館、図書館及びコミュニティセンター等の各施設でも、燃料調整費などの単価増の影響は大きいですが、年度当初に確保した予算の中で、流用等により対応できそうな範囲である。参考までに、公民館その他の各施設は、市の省エネ方針に基づき、例えば、公民館では、夜間の利用者がいない場合には閉館する、夏と冬の省エネウィーク期間中は夜間の利用を制限するなどの工夫により、電気料金を縮減している、と回答

小野寺教育総務課長

小中学校においても、電気料金を含む光熱水費の縮減には取り組んでいただいている。しかしながら、学校施設は公民館等に比べて施設の規模が大きいため、ここまで大きな影響が出たことから予算不足が生じ、増額補正をする必要が生じた、と回答

梓澤委員

東日本大震災後はとても意識が高く、節電等にも取り組んでいたと思う。貴重なエネルギーであるので、今後も省エネ対策に取り組んでほしい、と要望

古本委員

学校建設費国県支出金過年度分返還金について、過大交付であったことから国へ返還するものと説明があったが、これは指摘があったものなのか、と質問

小野寺教育総務課長

平成26年3月4日に実施された、平成26年次施行会計実地検査において、平成19年度から平成24年度における学校施設改善交付金の一部について過大交付であることが判明し指摘を受けたものである、と回答

古本委員

学校施設改善交付金の一部とは、具体的にどのようなことなのか、と質問

小野寺教育総務課長

平成23年度以降の学校施設交付金について、平成23年6月に文部科学省より、補助対象事業費は契約額に基づく確定、いわゆる実工事費に改めるよう通知がなされており、本来、事業実績報告段階で契約締結後の補助対象事業費をもって精算すべきところ、過年度と同様に概算事業費のまま交付を受けていたことによるものである。

このたび過大交付であると指摘を受けた対象工事が、平成23年度及び平成24年度に文部科学省から交付を受けた、津田沼小学校全面改築工事及び秋津小学校校舎耐震補強大規模改修工事である、と回答

古本委員

なぜこのような事態が生じたのか、今後、同じようなことを繰り返さないよう、事務を徹底するべきであると考えているが、と質問

小野寺教育総務課長

当該補助金事務については、平成23年度公立学校施設整備事務ハンドブックを活用し、また、関係機関とも協議をする中で適正な執行に努めてきたところである。しかしながら、今回このような指摘を受けるに至った事実を踏まえ、今後、なお一層の補助金の事務の適正化を図っていく、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第1号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第2号 習志野市教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

議案第2号は、習志野市教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてである。現行の教育長は、教育委員として特別職の立場と、教育長としての一般職の立場を併せ有している。しかしながら、平成26年6月20日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、平成27年4月1日以降、新教育長は教育長として市議会の同意を得て市長に任命されることから、特別職の身分のみを有することとなる。このため、一般職のみに適用される地方公務員法の服務の規定は適用されないこととなるが、新教育長も現行どおり常勤となることから、教育長の勤務時間その他勤務の条件及び職務に専念する義務の免除について、条例により規定するものである。

条例の内容は、次の2点を規定するもので、1点目は、教育長の勤務時間その他勤務条件についてであり、教育長は、特別職とは異なるが、勤務時間その他勤務条件は、従前と同様とし、一般職の職員の例による。2点目は、教育長の職務に専念する義務の免除についてであり、教育長は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務の免除を受けることができることとし、この規定のほかは、一般職の職員の例によるものである。

なお、施行日については、法律の施行日である平成27年4月1日において、現教育長の任期は平成30年12月26日までであることから、その教育長としての任期が満了する日の翌日、又は、当該満了する日前に教育長が欠けたときは、当該欠けた日の翌日からとする、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第2号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 3 号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

議案第 3 号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うもので、習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてである。

内容としては、一つは、習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に定められた職名と報酬額の欄で、「教育委員長 月額 64 千円、教育委員会委員 月額 60 千円」とあるものを、「教育委員会委員 月額 60 千円」に改めるものである。これは、このたびの教育委員会制度改革の主なポイントの一つである、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置により、教育委員長という概念がなくなるためである。

次に、習志野市特別職の職員等の給与に関する条例と習志野市特別職の職員等の退職手当に関する条例について、新教育長は教育長として市議会の同意を得て市長に任命される特別職の身分となることから所要の一部改正を行うものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 3 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 4 号 習志野市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について (学校教育課)

議案第 5 号 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見聴取について (学校教育課)

竹田学校教育部主幹

議案第 4 号及び議案第 5 号について、併せて説明する。本件については、平成 27 年度に施行される子ども・子育て支援法に伴い、本市の関係条例について一部改正をするものであり、3 月の市議会に上程するに当たり、教育委員会会議に諮るものである。子ども・子育て支援新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所等を通じた共通の給付制度が創設される。これにより、一人の子どもの教育・保育にかかる費用は、国によって公定価格として定められ、この公定価格から利用者負担すなわち保育料を差し引いた額が、給付費として市から施設に支払われる。この制度の施行に伴い、こども園・幼稚園・保育所等の保育料については、各家庭の市民税額によって負担額を定める応能負担となったことから、市立施設の保育料について、条例改正を行うものであり、このうち、これまでの幼稚園及びこども園の短時間児に係る保育料の改正について、教育委員会会議に諮るものである。

まず議案第 4 号に関し、保護者が実際に支払う保育料については、条例上は政令で定める額を上限として規則に委任する旨を定め、規則において市民税額による階層区分ごとに具体的な額を定めることとする。市立幼稚園・こども園の保育料については、平成 29 年度以降は、市立・私立とも同額とすることを基本に考えているが、平成 27・28 年度については、現行の月額 9 千 8 0 0 円を上限とした上で、市民税額の低い階層は国の基準を参考に金額を定めていきたいと考えている。

また、議案第5号に関し、第1条こども園の設置の根拠について、これまでは児童福祉法による保育所と学校教育法による幼稚園を併せ持つものであったが、新制度では、いわゆる認定こども園法に規定するこども園として単一の施設として位置付けられるので、条文の改正を行う。この一部改正条例は、このように認定こども園法の改正に伴う条文の整理も合わせて行うものであるが、幼稚園同様、保育料に関する改正としては、第8条に定めている。

なお、施行期日については、いずれの議案も子ども・子育て支援法の施行の日としており、平成27年4月分の保育料から適用していく、と概要を説明

古本委員

具体的には、幼稚園の保育料はいくらになる見込みか、と質問

竹田学校教育部主幹

現在の幼稚園保育料は月額9,800円であり、平成27年度及び平成28年度の2年間は、維持したいと考えている。国の方針としては、新制度に移行する園では、市立と私立とで保育料を同額にすることを基本としている。そういった中で、平成29年度以降は場合によっては2万円程度まで引き上げなければならないと考えていると、昨年の夏以降の住民説明会において説明している。現在の市立幼稚園保育料9,800円と私立幼稚園保育料2万2千から3千円の間で落とし所を模索中である。4月以降、新制度がスタートすると、国の状況も見えてくると思うので、今一度計算をし直して、金額を設定していきたいと考えている。当面2年間は9,800円を維持する方針である、と回答

古本委員

平成29年度以降の保育料については、上限で2万円程度を目安と考えているという理解でよろしいか、と質問

竹田学校教育部主幹

市民説明会では、過大な期待を市民に持たせてしまい、誤解を生むことがないように、余裕を持って2万円程度と説明をしているが、少しでも安くしたいと考えており、1万9千円を下回る価格帯を想定はしている、と回答

原田委員長

市民税額によっては保育料が1万9千円を上回る家庭もあるのか、と質問

竹田学校教育部主幹

最高層で1万9千円程度と考えており、それよりも若干所得の低い家庭では1万5千円程度、8千円程度、などと設定することを考えている。新制度の中では応能負担の考え方が取られており、一律の負担ではなく、所得に応じた負担となっている、と回答

原田委員長

市民税額に応じて減免制度も考えているのか、と質問

竹田学校教育部主幹

減免制度もあり、生活保護世帯等に関しては無料と考えている、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決された。

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案どおり可決された。

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第1回臨時会の閉会を宣言